

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 住宅金融公庫法施行令の一部改正

- 一 住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅金融公庫住宅宅地債券を引き受けた者（相続人を含む。）に係る住宅金融公庫の貸付金の金額の限度の特例を廃止するものとする。

（第七条、第九条、第十二条、第十三条並びに附則第四項及び第五項関係）

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 その他関係政令について所要の改正を行うものとする。

第三 施行期日その他

- 一 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十七年八月一日）から施行するものとする。 （附則第一条関係）

- 二 所要の経過措置を定めるものとする。 （附則第二条から第四条まで関係）